

国立大学法人東京学芸大学金庫管守要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
別表				別表			
所	属	管守責任者	代理管守責任者	所	属	管守責任者	代理管守責任者
財務部経理課		収入係長	管守責任者の所属 係事務次席者（常 勤職員，非常勤職 員を問わないもの とし，第5条第2 項の規定に基づ き，上位の職にあ る者が立ち会うも のとする。）	財務部経理課		収入係長	管守責任者の所属 係事務次席者（常 勤職員，非常勤職 員を問わないもの とし，第5条第2 項の規定に基づ き，上位の職にあ る者が立ち会うも のとする。）
		支出係長				支出係長	
学術情報部	学術情報課	総務係長		学術情報部	情報管理課	総務係長	
[省略]		[省略]		[省略]		[省略]	
[省略]				[省略]			
<p>附 則</p> <p><u>この要項は，平成20年4月1日から施行する。</u></p>							